

# 「会社法制の見直しに関する要綱」の概要

平成24年9月7日、法務大臣の諮問機関である法制審議会は「会社法制の見直しに関する要綱」(以下、「要綱」)をとりまとめ、法務大臣に答申した。これに基づく法案は遅くとも来年の通常国会に提出され、改正法の施行は平成25年4月や6月よりは先になる見通しである。

要綱は、法務省ウェブサイト(<http://www.moj.go.jp/content/000102013.pdf>)参照。

## 【経緯と背景】

要綱は、平成22年2月24日付の法務大臣による法制審議会への諮問第91号に対するものであり、会社法制部会(部会長 岩原紳作東京大学教授)における同年4月からの約2年半にわたる審議(東日本大震災を踏まえた一時中断を含む)の成果である。

諮問第91号は、「会社を取り巻く幅広い利害関係者からの一層の信頼を確保する観点から、企業統治の在り方や親子会社に関する規律等の見直しの要綱を示されたい」というものである。このため、要綱は①企業統治の存り方、②親子会社に関する規律の二部構成となっている。

また、今般の会社法制部会における審議の途中経過として平成23年12月7日には「会社法制の見直しに関する中間試案」(以下、「中間試案」)が公表され、パブリック・コメントが募集されている。

本稿では、要綱に示された項目のうち、比較的影響が大きいと考えられる、企業統治の在り方についての、社外取締役に係る規律、監査・監督委員会設置会社制度、内部統制システム及び会計監査人の選解任等に関する規律に焦点を絞って、見直しの背景及び実務への影響を解説するものである。また、付録には要綱の内容を要約したものを一覧表の形で掲載しているため、ここで解説している項目を含め、要綱の全体像を把握するためにご活用いただきたい。

## 1. 社外取締役の選任の義務付けの見送り

今般の最大の論点であった社外取締役の選任の義務付けについては、賛否両論あり、会社法制部会において最後まで合意が得られず見送られた。ただし、監査役会設置会社(公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る)のうち、金融商品取引法第24条第1項の規定により、その発行する株式について有価証券報告書を提出しなければならない株式会社において、社外取締役が存しない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を事業報告の内容とすることとされた。英国の“Comply, or explain”(遵守せよ、そうでなければ説明せよ)の考え方方に倣った規律が導入される。

ここで留意すべきは開示義務の対象と理由の内容である。まず対象については、「監査役会設置会社(公開会社であり、かつ、大手会社であるものに限る)のうち、金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を提出しなければならない株式会社」とされており、単に有価証券報告書提出会社ではなく、そのうち発行する株式についての有価証券報告書を提出しなければならない会社に限定されている。すなわち、例えば公募社債の発行だけによって有価証券報告書を提出しなければならないような株式会社は、対象から除かれることになる。次に理由の内容については、「社外取締役を置かないことが相当な理由」ではなく、「社外取締役を置くことが相当でない理由」とされている。前者の理由の説明では、人材不足である、現状で十分機能しているなど、開示が画一的になることが懸念されたため、ハードルを上げ後者の理由の説明が必要とされている。

また、会社法制定部会で要綱案を議決した際、以下の内容の附帯決議がされている。

- 1 社外取締役に関する規律については、これまでの議論及び社外取締役の選任に係る現状等に照らし、現時点における対応として、本要綱案に定めるもののほか、金融商品取引所の規則において、上場会社は取締役である独立役員を一人以上確保するよう努める旨の規律を設ける必要がある。
- 2 1の規律の円滑かつ迅速な制定のための金融商品取引所での手続において、関係各界の真摯な協力がされることを要望する。

これによれば、現時点における対応として、上場会社に対し、取引所ルールにより独立取締役確保の努力義務を課すことが要請されている。また、そのための手続において、関係者の真摯な協力についても要望が述べられている。これを受け、(株)東京証券取引所は、同日付で社長談話により、「当取引所としては、要綱案の確定を待って、速やかに上場規則の見直しに向けた手続きを進めるとともに、上場会社に対しては、新たに導入される「監査監督委員会設置会社」への移行の検討を含め、独立した社外取締役の確保に努めるよう、この機会に改めて強く要請することとした。」と応じている。今後の動向を注視されたい。

## 2. 監査・監督委員会設置会社制度(仮称)の創設

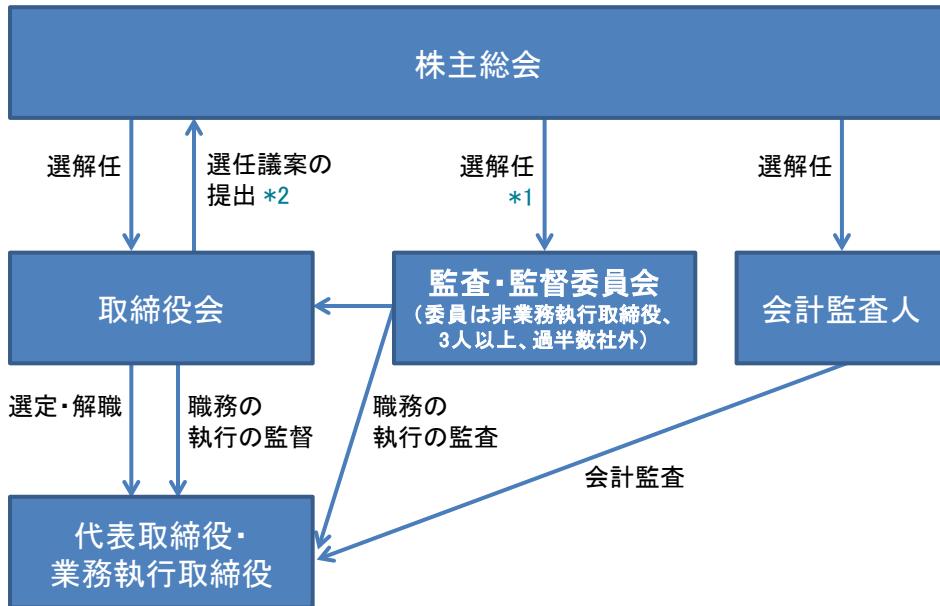
株式会社の機関設計として、「監査・監督委員会設置会社(仮称)」を新設することとされた。監査・監督委員会設置会社とは、定款の定めによって、監査・監督委員会を置く株式会社をいう。この新たな機関設計は、社外取締役の機能を活用するために設けられたものである。監査役会設置会社については、少なくとも2人の社外監査役(会社法335条3項)に加えて社外取締役も選任することに重複感・負担感がある。また、委員会設置会社については、指名・報酬・監査の三委員会をセットで置かなければならず、特に指名委員会を置くことに対する経営者の抵抗感から、採用数が低調にとどまっている。

監査・監督委員会は、ある部分については監査役設置会社の規律、また別のある部分については委員会設置会社の規律に倣ったものとなっているが、後述するように監査・監督委員会設置会社独自の規律もいくつか設けられている。このことから、監査・監督委員会制度は、監査役会設置会社及び委員会設置会社と並列に位置付けられる組織形態であるといえる。

監査・監督委員会設置会社は、取締役会及び会計監査人の設置が義務付けられる。監査役は置いてはならない。委員会設置会社は、監査・監督委員会を置いてはならない(すなわち、監査・監督委員会設置会社は、三委員会を置いてはならない)。業務執行は、代表取締役又は業務執行取締役(会社法363条1項各号)が行うとされ、執行役は置かれない。

また、監査・監督委員会の委員の選解任は、監査役会設置会社と同様、株主総会決議による(株主総会選定型)。監査・監督委員会は、取締役の職務の執行の監査を行う。監査・監督委員会は監査・監督委員3人以上で組織するものとされる。監査・監督委員は、委員会設置会社の監査委員会と同様、取締役でなければならず、かつ、その過半数は社外取締役でなければならず、監査・監督委員会設置会社の業務執行取締役等を兼ねることができない。

(図表)監査・監督委員会設置会社



\*1 解任は特別決議

\*2 監査・監督委員会である取締役の選任議案を提出するには、監査・監督委員会の同意が必要。  
会計監査人の選任等議案については監査・監督委員会が決定

このほか、監査・監督委員である取締役の任期は、2年(選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで)であり、短縮することはできない。監査役の任期の4年より短く、監査委員の任期の1年より長い。監査・監督委員以外の取締役の任期は1年とされる。監査・監督委員である取締役の報酬等は、別に定款又は株主総会の決議によって定めることとされている。

常勤の監査・監督委員は義務付けられておらず、業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を利用するという考え方方がとられている。なお、常勤の監査・監督委員の有無等は事業報告の内容とされる。

また、監査・監督委員会及び各監査・監督委員は、それぞれ委員会設置会社の監査委員会及び各監査委員が有する権限と同様の権限を有するものとされている。これに加え、監査・監督委員会が選定する監査・監督委員は、株主総会において、監査・監督委員である取締役以外の取締役の選解任又は辞任、監査・監督委員である取締役以外の取締役の報酬等について監査・監督委員会の意見を述べることができるとされている。これは、委員会設置会社における指名・報酬委員会に準ずる機能を監査・監督委員会が担うようにするために設けられた措置である。取締役(監査・監督委員である取締役を除く)との利益相反取引について、監査・監督委員会が事前に承認した場合には、取締役の任務懈怠の推定規定(会社法423条3項)が適用されないといったメリットもある。

さらに、監査・監督委員会設置会社の取締役会は、原則として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができないものとされている。ただし、次のいずれかの場合には、その決議によって、重要な業務執行(委員会設置会社において、執行役に決定の委任をすることができないものとされている事項を除く)の決定を、取締役に委任することができる。

- ①取締役の過半数が社外取締役である場合
- ②取締役会の決議によって重要な業務執行の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる旨を定款で定めた場合

監査役制度は、業務執行に関与することによる自己監査リスクを回避するため、業務執行と距離を置くことにより独立性を確保して監査機能を果たすという点に重きがあるところ、監査・監督委員会制度、経営者の選定等に関与することを通じて監督機能を果たすことが重視されている。コーポレート・ガバナンス向上の観点から監査・監督委員会制度の移行の是非について、早期に検討を開始するのが肝要と思われる。

### 3. 社外取締役及び社外監査役に関する規律の見直し

社外取締役等に期待される監査・監督機能の実効性を高めるという観点からは、会社(経営者)からの独立性が必要である。しかし、会社法における社外性要件は必ずしも独立性の要件とイコールの関係にはない。会社法により独立取締役等の要件を定めるには法的安定性の観点から一定の限界があると思われるが、要綱では、以下の点についての見直しが盛り込まれた。(1)、(2)は社外性要件を厳格化するものであり、何らかの経過措置が設けられる可能性もあるが、現在、社外取締役等とされている取締役等が社外でなくなることもあるため、早めに確認しておく必要がある。

#### (1)社外取締役等の要件における親会社等の関係者等の取扱い

社外性要件に、親会社等の関係者でないものであることを新たに追加することとされている。いわゆる兄弟会社の関係者でないことも要件に追加される。これに伴い、下表のとおり、「親会社等」、「子会社等」、「兄弟会社」といった用語も新たに定義されるようである。

用語	定義
親会社等	株式会社の親会社その他の株式会社の経営を支配している者として法務省令で定めるもの
子会社等	ある者がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの
兄弟会社	株式会社の親会社等の子会社等(当該株式会社及びその子会社を除く)

社外性要件として、株式会社の関係者の近親者でないことも追加される。当該近親者には、取締役等の近親者のか、支配人その他の重要な使用人の近親者も含まれる。

#### (2)社外取締役等の要件に係る対象期間の限定

現行法では、過去に1度でも経営者の指揮命令系統に属したことがある者は、社外取締役等の各要件を満たさないことになる(会社法2条15号、16号)。これが就任前10年間における株式会社等との関係に限定される。これについては、たとえ経営者の指揮命令系統に属していても、一定期間を置けば社外取締役等に期待される機能を果たすことができるであろうことから、社外性要件の厳格化に伴う人材確保の要請等にも配慮して見直すこととされたものである。一定期間については、10年より短くすべき、例えば5年にすべきとの意見もあったが、平成13年改正前に5年間とされていたもののその後改正されて現在の規律となった過去の経緯を踏まえ、中間試案のとおり10年とされた。

具体的には、就任する前10年間株式会社又はその子会社の業務執行取締役・執行役又は支配人その他の使用人であったことがないものであれば、要件を満たすことができるよう

なる。また、就任する前10年内のいずれかの時において、株式会社又はその子会社の取締役・会計参与・監査役であったことがあるものにあっては、当該取締役・会計参与又は監査役への就任前10年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役・執行役又は支配人その他の使用人であったことがないことを要することになる。

なお、これらの規定の潜脱防止のための規定も置かれる。

社外監査役の要件についても同様である。

### (3)取締役及び監査役の責任の一部免除

現行、社外取締役・社外監査役、会計参与及び会計監査人に認められている責任限定契約(会社法427条1項)について、業務執行取締役・執行役又は支配人その他の使用人でない取締役、すべての監査役も締結することができるようになる。

また、責任限定限度額(会社法425条1項)の算定に際しても、職務執行の対価として受ける財産上の利益の額に乘すべき数について、社外かどうかという切り口ではなく、業務執行しているかどうかで区分する考え方へ変更される。具体的には、代表取締役以外の業務執行取締役・執行役・支配人その他の使用人である取締役又は代表執行役以外の執行役については4、それ以外の取締役と監査役については2とされる。

## 4. 株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制(内部統制システム)

株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制(内部統制システム)は、次に掲げる体制とされている(会社法362条4項6号、会社法施行規則100条1項、3項)。

- ① 取締役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ⑥ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ⑧ ⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(注)⑦から⑩は監査役設置会社である場合

要綱では、内部統制システムについて、監査を支える体制や監査役による使用人からの情報収集に関する体制に係る規定の充実・具体化を図ることとしている。

監査を支える体制に係る規定の充実・具体化は、実効性のある監査を行うためのものである。具体的には、監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性確保に關

する事項や、監査費用に係る会社の方針に関する事項を追加することが想定されている。また、監査役による使用人からの情報収集に関する体制に係る規定の充実・具体化は、いわゆる従業員代表監査役制度を創設すべきといった指摘等を踏まえ、従業員が監査役に不祥事等の情報を提供しやすくすることを目的とするものである。具体的な例としては、使用人が監査役に法令違反等の情報を提供したことを理由として、当該使用人に対して不利益な取扱いをしないようにするための体制を明記することが想定されている。

また、監査役と内部統制システムとの連携を強化する観点から、内部統制システムの運用状況の概要を事業報告の内容に追加するものとされている。現行会社法施行規則では、内部統制システムの整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要を事業報告の内容としなければならないとされ(会社法施行規則118条2号)、その相当性に関する事項は監査役の監査報告の内容とされている(会社法施行規則129条1項5号、130条2項2号)。

## 5. 会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定

会計監査人の選解任等の議案の内容については、監査役(会)が決定権を有することとされた。監査・監督委員会設置会社についても、会計監査人の選解任等の議案の内容の決定権限は監査・監督委員会が有する等、同様の規律となる。

他方、委員会設置会社も含め、会計監査人の報酬の決定権者の変更については見送られた。ただし、会社法制部会において、監査役の権限の行使状況、すなわち、具体的にどのような理由でその選解任等の議案を決定したのか、報酬に同意したのか等を、監査報告又は事業報告において開示すること、監査役がこうした権限を適切に行使する際の実務指針を日本監査役協会等の関係者間で作成することが提案され、会社法施行規則を検討するに当たってこれらの点が考慮されることが見込まれる。

### 【付録:要綱の要約】

項目	内 容
<b>企業統治の在り方</b>	
社外取締役の選任の義務付けの見送り	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 社外取締役の選任の義務付けはしない。</li> <li>■ 監査役会設置会社(公開会社であり、かつ、大手会社であるものに限る)のうち、金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を提出しなければならない株式会社において、社外取締役が存しない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を事業報告の内容とする。</li> </ul>
監査・監督委員会設置会社(仮称)の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 定款の定めによって、監査役会設置会社、委員会設置会社のほか、その過半数が社外取締役で構成される監査・監督委員会を置く、監査・監督委員会設置会社となることができるようになる。</li> </ul>
社外取締役等に関する規律の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 親会社等・兄弟会社の関係者でないものであることが追加される。</li> <li>■ 株式会社の関係者の近親者でないことが追加される。</li> <li>■ 社外性要件に係る対象期間が就任前10年間における株式会社等との関係に限定される。</li> <li>■ 業務執行取締役・執行役又は支配人その他の使用人でない取締役、すべての監査役は、責任限定契約を締結することができることになり、これに伴い責任限定限度額についても見直される。</li> </ul>

項目	内 容
<b>企業統治の在り方(続き)</b>	
株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制(内部統制システム)	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制(内部統制システム)について、監査を支える体制や監査役による使用人からの情報収集に関する体制に係る規定の充実・具体化を図る。</li> <li>内部統制システムの運用状況の概要を事業報告の内容に追加する。</li> </ul>
会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査役(会)は、株主総会に提出する会計監査人の選解任・不再任に関する議案の内容についての決定権を有する。</li> <li>会計監査人の報酬の決定・同意権の所在についての変更はないが、権限行使の状況を監査報告又は事業報告において開示すること等が検討される。</li> </ul>
支配株主の異動を伴う募集株式の発行等	<ul style="list-style-type: none"> <li>募集株式の発行等により支配株主が異動する場合における、有価証券届出書を提出していない公開会社による通知(又は公告)及び一定割合の議決権を有する株主が反対したときの株主総会の決議が義務付けられる。ただし、当該公開会社の財産の状況が著しく悪化している場合において、当該公開会社に存立を維持するため緊急の必要があるときは株主総会の承認は不要。</li> </ul>
仮装払込みによる募集株式の発行等	<ul style="list-style-type: none"> <li>募集株式の引受人が募集株式の払込金額の払込みを仮装した場合には、払込を仮装した払込金額の全額の支払等をしなければならなくなる。</li> <li>出資の履行を仮装することに関与した取締役等も、同様に支払義務を負うこととなる。</li> <li>募集株式の引受人は、これらの義務が履行されるまでの間は、出資の履行を仮装した募集株式について、株主の権利行使することができない。</li> </ul>
新株予約権無償割当てに関する割当通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>新株予約権割当ての効力発生日後、遅滞なく、かつ、新株予約権の行使期間の2週間前までに、株主に対し割当通知をしなければならなくなる。</li> </ul>
<b>親子会社に関する規律</b>	
多重代表訴訟制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>提訴の対象を、最終完全親会社の重要な子会社(親会社が有する子会社の株式の帳簿価額が親会社の総資産の5分の1を超える場合の当該子会社)の取締役等とし、提起権限を少数株主(最終完全親会社の総株主の100分の1以上の議決権又は当該最終親会社の発行済株式の100分の1以上の数の株式を有する株主)に限定する多重代表訴訟制度が創設される。</li> <li>内部統制システムの内容に、当該株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制が含まれる旨が、会社法に定められる。</li> </ul>
株式会社が株式交換等をした場合における株主代表訴訟	<ul style="list-style-type: none"> <li>株主代表訴訟の提起前に株式交換等が行われた場合にも、株式交換等の効力発生日までにその原因となった事実が生じたものに係る責任追及等の訴えに限り、その提起を請求することができることとなる。</li> </ul>
親会社による子会社の株式等の譲渡	<ul style="list-style-type: none"> <li>親会社が子会社の株式等を譲渡しようとする場合、その子会社の株式等の全部又は一部の譲渡をする場合であって、次のいずれにも該当しないときは、当該譲渡の効力発生日の前日までに、株主総会の特別決議によって、当該譲渡に係る契約の承認を受けなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>当該譲渡により譲り渡す株式等の帳簿価額が、当該株式会社の総資産額(算定方法は法務省令で定める)の5分の1を超えないとき。</li> <li>当該株式会社が、効力発生日に、当該子会社の議決権の総数の過半数の議決権を有するとき。</li> </ul> </li> </ul>

項目	内 容
<b>親子会社に関する規律(続き)</b>	
子会社少数株主の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個別注記表等に表示された親会社等との利益相反取引に関し、株式会社の利益を害さないように留意した事項、当該取引が株式会社の利害を害さないかどうかについての取締役(会)の判断及びその理由等を事業報告の内容とし、これらについての意見を監査役(会)等の監査報告の内容とすることとなる。</li> </ul>
キャッシュ・アウト	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 特別支配株主(ある株式会社の総株主の議決権の10分の9以上を有する者及び当該者が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人(特別支配株主完全子法人)が有している場合における当該者)は、当該株式会社の株主の全員に対し、その有する当該株式会社の株式の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求することができるようになる。</li> <li>■ 全部取得条項付種類株式の取得について、事前・事後の備置、通知又は公告等の情報開示手続が強化されるとともに、当該取得が法令又は定款に違反する場合において株主が不利益を受けるおそれがあるときの株主による差止請求権が認められるようになる。</li> <li>■ 株式の併合について、事前・事後の備置、通知又は公告等の情報開示手続が強化されるとともに、株式の併合により端数となる株式について反対株主に株式の買取請求権が認められ、株式の併合が法令又は定款に違反する場合において株主が不利益を受けるおそれがあるときの株主による差止請求権が認められるようになる。</li> </ul>
組織再編における株式買取請求等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 組織再編における株式買取請求等については、当該請求に係る株式が振替株式である場合等について、買取口座の制度が創設される。</li> <li>■ 株式買取請求に係る株式の買取りの効力発生日が、株式買取請求権が生ずる原因となる行為の効力発生日に統一される。</li> <li>■ 株券が発行されている株式について買取請求する場合の手続が見直され、株式買取請求に係る株式等に係る価格決定前の支払制度が創設される。</li> <li>■ 簡易組織再編・簡易事業譲渡の場合に、反対株主や、略式組織再編・略式事業譲渡の場合の特別支配会社は、株式買取請求権を有しないこととなる。</li> </ul>
組織再編等の差止請求	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 次に掲げる行為が法令又は定款に違反する場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に対し、当該行為をやめることを請求することができるようになる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 全部取得条項付種類株式の取得</li> <li>② 株式の併合</li> <li>③ 略式組織再編以外の組織再編(簡易組織再編の要件を満たす場合を除く)</li> </ul> </li> </ul>

項目	内 容
<b>親子会社に関する規律(続き)</b>	
会社分割等における債権者の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 分割会社が、承継会社等に債務の履行の請求をすることができない分割会社の債権者、すなわち承継会社等に承継されない債務の債権者(残存債権者)を害することを知って会社分割をした場合には、残存債権者は、承継会社等に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができるようになる。ただし、吸収分割の場合であって、承継会社が吸収分割の効力が生じた時において残存債権者を害すべき事実を知らなかつたときは、この限りでない。</li> <li>■ 債務の履行責任は、分割会社が残存債権者を害することを知って会社分割をしたことを知った時から2年以内に請求又は請求の予告をしない残存債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅することになる。会社分割の効力が生じた日から20年を経過したときも、同様である。</li> <li>■ 会社分割について異議を述べることができる不法行為債権者であつて、分割会社に知られていないものは、分割会社と承継会社等の双方に対して債務の履行を請求することができるようになる。</li> </ul>
<b>その他</b>	
金融商品取引法上の規制に違反した者による議決権行使の差止請求	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 株主は、他の株主が金融商品取引法上の公開買付規制に違反した場合において、違反する事実が重大であるときは、当該他の株主に対し、違反により取得した株式についての議決権行使の差止請求をすることができるようになる。</li> </ul>
株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由として、「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき」(会社法125条3項3号、252条3項3号)が削除される。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 募集株式が譲渡制限である場合等の総数引受契約について、原則として、株主総会の特別決議(取締役会設置会社にあっては、取締役会の決議)を要することとなる。</li> <li>■ 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社について、当該定款の定めが登記事項に追加される。</li> <li>■ いわゆる人的分割をする場合、会社法445条4項の規定による準備金の計上は要しないこととなる。</li> <li>■ 株式の併合をする場合、公開会社でない株式会社が定款変更により公開会社となる場合、新設合併等の場合における発行可能株式総数に関する規律が見直される。</li> <li>■ 特別口座の移管の制度が新設される。</li> </ul>

## 編集・発行

### 有限責任 あづさ監査法人 プラクティス・サポート部

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2012 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.